

播磨町人権尊重のまちづくり条例(案)に関する 意見募集(パブリックコメント)実施結果について

1 意見募集期間

令和6年11月1日(金)から令和6年11月20日(水)まで

2 閲覧場所

町ホームページ、播磨町役場第2庁舎(地域学校教育課)、播磨町役場第1庁舎(健康福祉課前)、中央公民館、各コミュニティセンター、土山駅南交流スペース(きつずなホール)

3 提出方法

郵送、電子メール、FAX、WEB(意見入力フォーム)

4 意見提出数等

提出方法	人数	件数
郵送	1	2
電子メール		
FAX	1	7
WEB(意見入力フォーム)		

5 町の考え方(区分)

区分	件数
A:計画等に反映させるもの	
B:今後の施策・事業の参考とするもの	
C:計画等に反映済のもの	2
D:感想や質問など	7
E:計画等に反映できないもの	

6 意見の概要

番号	ご意見内容	ご意見に対する町の考え方	区分
1	人権尊重のまちづくりの表す意味が分かりにくい。「まちづくり」とは都市計画のことか？	本条例において「人権尊重のまちづくり」は、都市計画に限らず、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、お互いの人権を認め合う共生社会の実現を目的に実施されるもの全般を指します。	D

2	<p>第2条(5)の不当な差別については、憲法の合理的な差別は合憲であるし、例えば職場での不当な差別はパワハラ防止等で事業者自身において必要な措置を義務付けられているが、そのような不当な差別を含むのか？</p>	<p>第2条は、本条例における用語の定義を定めるものです。同条第1項第5号で定義する「不当な差別」には、職場のパワーハラスメント等についても含んでいます。</p> <p>なお、本条例は、あらゆる差別及び偏見の解消を促し、誰もがお互いの人権を認め合う社会の実現を図るものであり、他の法律に影響を及ぼすものではありません。</p>	D
3	<p>第2条(6) これは播磨町から町民に対する処分のことか？そうであれば行審法による不服申したてすればいいのではないか？私人間の紛争であれば民事事件となり、行政が私人間の紛争に介入すべきではない。</p>	<p>第2条は、本条例における用語の定義を定めるものです。同条第1項第6号で定める「不当な差別的取扱い」は、町から町民に対するものに限らず、町内において発生したものすべてを指しています。</p> <p>また、不当な差別的取扱いに係る紛争の解決を図る体制として、不当な差別を受けた者からの申立てがあった場合、助言やあっせんを行います。裁判所又は公的な仲裁機関若しくは調停機関において係争中のものは申立てすることができません（第13条第4項第2号）。</p>	D
4	<p>第5条は憲法の下位にある条例で記載する必要があるのか？</p>	<p>第5条は、本条例の規定の適用に当たって、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう留意することを定めるものです。運用に慎重を期すため、条例に明文化しています。なお、本条例が日本国憲法を優越することはありません。</p>	D

5	<p>第 12 条 4 については、主語が、どの行政庁か分からない。例えば学校での問題なら教育委員会ではないのか？</p>	<p>本条例では、人権尊重のまちづくりに関する施策を町として総合的に講じていくことにより、人権尊重の理念を社会に広く浸透させ、お互いの人権を認め合う共生社会の実現を図ります。</p>	D
6	<p>第 12 条 4 については、行政書士等の専門家を配置した方が守秘義務も担保されているので効率的ではないか？大阪市では区役所で定期的に行政書士が市民の相談に応じている。</p>	<p>行政書士を配置する予定はありませんが、相談に応じる職員は守秘義務等について遵守することは公務員として当然の責務と考えております。</p> <p>第三者委員会である人権委員会に町の顧問弁護士等の専門家を配置することで、本条例の適切な運用を図ってまいります。</p> <p>なお、人権委員会の委員及び臨時委員には、本条例第 23 条の規定により、守秘義務が課されます。</p>	D
7	<p>第 17 条 私人間の紛争に対して行政が勧告に従わないからといって、事実を公表することは、それこそ行政による不当な介入にならないか？</p>	<p>第 17 条は、町が行った助言やあつせん、勧告の状況を公表することについて定めるものです。</p> <p>本条の公表は、制裁的手段ではなく、どのような行為が不当な差別的取扱いに当たるのか、また、それらに対してどのような解決策が望ましいのか等に関する考え方を町民等や事業者に示すことで、不当な差別的取扱いの防止や将来的な差別事案の解決に向けた情報提供として位置付けるものです。</p> <p>また、公表にあたっては、当事者の氏名等、関係者の秘密は除き、差別事案の概要等の必要な事項を公表します。その際、申立人、相手方その他の関係者の個人情報の流出につながらないよう、公表内容を慎重に検討したうえで行います。</p> <p>なお、行政の恣意的な運用とならな</p>	D

		いよう、人権委員会において中立性及び専門性のある協議を行ってまいります。	
8	<p>第2条(5)について</p> <p>「部落差別」もしくは「同和問題」の文言が必要ではないか。理由の一つとして、町内の動画がSNSで差別的にアップされていたと播磨協理事会で報告があったように依然として差別・偏見が存在するからである。</p>	<p>本条例では、あらゆる差別及び偏見の解消を促すという観点から、個別の人権問題については大きく属性に分けて明記しております。</p> <p>第2条第1項第5号で定義する「不当な差別」では、部落差別もしくは同和問題等の個別の人権侵害について「出身その他の属性を理由とする不当な差別」として捉えております。</p>	C
9	<p>第2条(6)「正当な理由なく人種等の属性～」</p> <p>この文言を「正当な理由なく民族、国籍、性別の属性～」に修正を。</p> <p>この日本社会においては人種差別より民族差別の表現が妥当であると考えます。また、女性差別の深刻さは世界のなかでも（特に先進諸国の中でも）大きいので言及すべきと考えます。</p>	<p>第2条第1項第6号で定義する「不当な差別的取扱い」では、同条第5号で定義するそれぞれの差別を「人種等の差別」と示しています。この「人種等の差別」には人種、民族および性別も含まれています。</p> <p>本条例では、あらゆる差別及び偏見の解消を促すという観点から、女性に限らず、播磨町に関わるすべての人の人権が守られるよう人権尊重のまちづくりを進めてまいります。</p>	C